

小中学校における分散登校に係るガイドライン

令和2年5月5日

愛媛県教育委員会義務教育課

- 1 目的 臨時休業が長期化する中、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる可能性があることから、学校における感染リスクを可能な限り回避したうえで、段階的に必要最小限度の教育活動を開始し、学習の遅れを極力抑えるとともに、児童生徒の生活習慣、学習習慣の維持・確立に資する。

2 実施に当たっての解決すべき課題

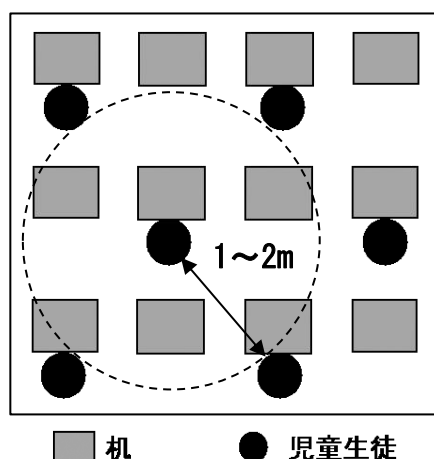
(1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

令和2年3月2日付け文部科学省・厚生労働省通知別紙「子供の居場所の確保に係る衛生管理について」及び文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（最新版）」等を参照して、特に以下の点に留意し、学校における感染症対策を万全にしたうえで、児童生徒を受け入れる。

なお、体調に異常がある又は不安がある若しくは感染リスクを避けたい等により、保護者から登校を見合わせたい旨の申し出があった場合は、登校させない。

ア 3密回避

- ① 靴を置く場所を複数設け、場所を分散させたり、時間帯を分散させたりするなど、靴箱を一度に利用する人数を極力減らすとともに、児童生徒が密集しないよう、児童生徒玄関での指導を徹底する。
- ② 1教室の人員を極力少なくする。(※児童生徒間の間隔を概ね1～2m以上確保する。)
※ 児童生徒数が多く、1教室で児童生徒間の間隔を1～2m以上確保できない場合は、登校していない他学年の教室や空き教室等を利用して、学級を分割・分散させるなど、方法を工夫する。
- ③ 換気を徹底する。(原則、少なくとも2方向のそれぞれ一つ以上の窓を常時開けて換気する。風雨の影響が強い場合は、適宜換気する。また、エアコンや扇風機による空気の流れを作り、換気に努める。なお、空調設備の使用時においても換気を行う。)
- ④ 教師と児童生徒、児童生徒同士の接触や、近距離での対面による会話・発



話を避ける。

イ 通常の感染症対策

マスクの着用（色、柄、材質等は自由）、咳エチケット、手洗い・手指の消毒等、感染症対策の徹底を図る。なお、マスク、ハンカチは個人持ちとし、必ず持ち帰らせる。

ウ 健康管理の徹底

家庭と連携し、毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底するとともに、学校において健康観察を適切に行い、児童生徒の健康状態を確実に把握する。発熱や風邪症状がある場合は登校させないよう、保護者に協力要請するとともに、家庭で検温せず登校した児童生徒に対しては、教職員が検温してから教室へ入室させる。また、登校後、体調に異常が見られる場合は、他の児童生徒と接触しないよう、保健室等に移動させ、保護者に早急に連絡して下校させるなど、適切に対応する。

エ その他

- ① ドアノブ、スイッチ、蛇口等の共用部分、共用の教材・教具、情報機器などについては、消毒を徹底するとともに、教材等の児童生徒間の共用をできるだけ避け、共用する必要がある場合は、児童生徒も、教職員も、触る前、触った後の手洗いを徹底する。
- ② 互いを大切にするという意識を重視した上で、人の物にはむやみに触らないという指導を徹底する。
- ③ 児童生徒が使用した教室等は、使用后、清掃及び消毒を確実に行う。

(2) 登下校の感染症対策及び安全確保

教職員の指導・見守りはもとより、ソーシャルディスタンスに注意し、保護者、地域住民、警察、関係団体等と連携して、児童生徒の登下校の感染症対策及び安全確保を確実に行う。特に、スクールバスや公共の交通機関を利用して登下校する児童生徒については、通勤による混雑が想定される時間を避けることができるよう配慮する。

3 具体的な実施方法

各学校は、市町教育委員会の指導の下、学校規模、地域の実態等に応じた適切な方法を検討し、最終的には、各学校長が自校の状況に応じた方法を決定する。

分散登校の実施後、臨時休業期間が更に長引く場合は、段階的に登校の回数等を増やすことも考えられる。その際、教職員に過度な負担が掛からないよう配慮する。

3、4ページに、登校日及び日課の設定例を示す。これらは、あくまで一例であり、小学校においては、学年別登校の他に、通常の集団登校が行いやすく、兄弟姉妹と一緒に登校できるなどの観点から、地域別登校という方法も考えられる。

(1)-1 全学年が同じ頻度

	月	火	水	木	金
小学校	2・3・5年	1・4・6年	(家庭訪問・電話連絡等) 登校していない児童生徒への対応	2・3・5年	1・4・6年
	9:00～ 9:10	健康観察		9:00～ 9:10	健康観察
	9:10～ 9:55	教科の重点指導①		9:10～ 9:55	教科の重点指導①
	10:05～10:50	教科の重点指導②		10:05～10:50	教科の重点指導②
	11:00～11:20	家庭学習への指示		11:00～11:20	家庭学習への指示
	11:20～12:00	給食		11:20～12:00	給食
中学校	1・2年	3年	(家庭訪問・電話連絡等) 登校していない児童生徒への対応	1・2年	3年
	9:00～ 9:10	健康観察		9:00～ 9:10	健康観察
	9:10～10:00	教科の重点指導①		9:10～10:00	教科の重点指導①
	10:10～11:00	教科の重点指導②		10:10～11:00	教科の重点指導②
	11:10～11:30	家庭学習への指示		11:10～11:30	家庭学習への指示
	11:30～12:00	給食		11:30～12:00	給食
	12:10～	下校		12:10～	下校

※ 大規模校等で児童生徒間の間隔を1～2m以上確保できない場合、同一学年を午前と午後の分散登校にするなど、柔軟に対応する方法もある。

※ 休憩時間、給食時間については、感染リスク軽減のため、学年の発達段階や実態に応じて短縮することも考えられる。

(1)-2 小学1年・6年及び中学3年を優先

	月	火	水	木	金
小学校	1・6年	2・5年	(家庭訪問・電話連絡等) 登校していない児童生徒への対応	1・6年	3・4年
	10:00～10:10	健康観察		10:00～10:10	健康観察
	10:10～11:10	教科の重点指導①		10:10～11:10	教科の重点指導①
	11:20～12:20	教科の重点指導②		11:20～12:20	教科の重点指導②
	12:20～13:00	給食		12:20～13:00	給食
	13:10～13:30	家庭学習への指示		13:10～13:30	家庭学習への指示
中学校	3年	1年	(家庭訪問・電話連絡等) 登校していない児童生徒への対応	3年	2年
	10:00～10:10	健康観察		10:00～10:10	健康観察
	10:10～11:10	教科の重点指導①		10:10～11:10	教科の重点指導①
	11:20～12:20	教科の重点指導②		11:20～12:20	教科の重点指導②
	12:20～12:50	給食		12:20～12:50	給食
	13:00～13:30	家庭学習への指示		13:00～13:30	家庭学習への指示
	13:40～下校		13:40～下校		

※ 小学校における60分学習は、「30分×2教科」など、弾力的な扱いを想定。

(1)-3 全学年が登校する日を設定

(※全校を午前、午後に分けるが、給食は一斉に実施)

	午前	午後
小学校	1・4・6年	2・3・5年
	10:00～10:10 健康観察	12:00～12:10 健康観察
	10:10～10:55 教科の重点指導①	12:20～13:00 給食
	11:05～11:50 教科の重点指導②	13:10～13:55 教科の重点指導①
	12:00～12:20 家庭学習への指示	14:05～14:50 教科の重点指導②
	12:20～13:00 給食	15:00～15:20 家庭学習への指示
	13:10～ 下校	15:30～ 下校
中学校	1・2年	3年
	9:30～ 9:40 健康観察	11:45～11:55 健康観察
	9:40～10:30 教科の重点指導①	12:00～12:30 給食
	10:40～11:30 教科の重点指導②	12:40～13:30 教科の重点指導①
	11:40～12:00 家庭学習への指示	13:40～14:30 教科の重点指導②
	12:00～12:30 給食	14:40～15:00 家庭学習への指示
	12:40～ 下校	15:10～ 下校

(1)-4 全学級を2分割し、グループ別に登校日を設定

	月	火	水	木	金
小学校	Aグループ	Bグループ	(家庭訪問・電話連絡等) 登校していない児童生徒への対応	Aグループ	Bグループ
	9:00～ 9:10 健康観察	9:00～ 9:10 健康観察		9:00～ 9:10 健康観察	9:10～ 9:55 教科の重点指導①
	9:10～ 9:55 教科の重点指導①	10:05～10:50 教科の重点指導②		10:05～10:50 教科の重点指導②	11:00～11:20 家庭学習への指示
	10:05～10:50 教科の重点指導②	11:20～12:00 給食		11:20～12:00 給食	12:10～ 下校
	11:00～11:20 家庭学習への指示	12:10～ 下校		12:10～ 下校	
	11:20～12:00 給食				
	12:10～ 下校				
中学校	Aグループ	Bグループ		Aグループ	Bグループ
	9:00～ 9:10 健康観察	9:00～ 9:10 健康観察		9:00～ 9:10 健康観察	9:10～10:00 教科の重点指導①
	9:10～10:00 教科の重点指導①	10:10～11:00 教科の重点指導②		10:10～11:00 教科の重点指導②	11:10～11:30 家庭学習への指示
	10:10～11:00 教科の重点指導②	11:30～12:00 給食		11:30～12:00 給食	12:10～ 下校
	11:10～11:30 家庭学習への指示	12:10～ 下校		12:10～ 下校	
	11:30～12:00 給食				
	12:10～ 下校				

※ 学級のグループ分けは兄弟姉妹が同一グループになるよう、全校で調整する。
併せて、地域ごとに登下校ができるよう、地域別も考慮する。

(2) 指導体制

ア 日課表の編成

➤ 柔軟な時間割編成

- ・ 指導する教科は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて柔軟に対応することとなるが、例えば、週ごとや日ごとの家庭学習の計画と連動する形で日々の時間割を編成することが考えられる。
- ・ 学習内容に応じて、時間を15分、20分、40分とすることや、学習の合間に体を動かす時間を設けるなどの対応についても検討する。

➤ 指導内容の重点化

- ・ 当面の間、臨時休業中の分散登校における学習活動は、家庭学習の充実を図るための指導及び家庭学習の成果を確認するためのものを主とする。（教師の教授により理解を促す内容については、原則、学校再開後に取り上げる。）
- ・ 指導・確認の結果、再度指導する必要がないと判断した内容については、年間指導計画に確実に記録する。

イ 教職員のチーム編成による効率的な指導

➤ 学級担任制、教科担任制にこだわらず、全教職員で全児童生徒を指導する体制（チーム編成）を整備

- ・ 小学校低学年を中心に、保護者の要請を受け、学校での受け入れを行っている場合は、分散登校の児童生徒、学校で受け入れている児童生徒、双方への対応に留意する。

➤ 校内放送等の効果的な活用

- ・ 学級を分割する場合、中心となる教員（学級担任、学年主任、教科担当等）がメインの指導者としてテレビ放送で指導し、他の教員がサブの指導者としてそれぞれの教室で児童生徒をサポートするなど、各学校の実態に応じた組織的な対応を検討する。

ウ 学習状況及び内容の定着度の確認と事後指導の工夫

分散登校を有効活用し、一人一人の家庭学習の状況、学習内容の定着度を確実に把握することで、計画的・主体的な家庭学習の充実につなげる。

➤ 計画的な家庭学習の実施に向けた助言

- ・ 家庭学習の取組状況、成果については、個人差が大きいことが予想されるため、一律に課す課題と個人が選択して取り組める課題を交互に与えるなどの工夫が望まれる。
- ・ 計画的な家庭学習ができにくい児童生徒に対しては、適宜、学習相談の時間を設けるなどして、主体的な家庭学習への意欲付けを行う。

➤ 定着度を確認するためのテスト等の実施

- ・ 家庭学習での学習内容の定着度をテスト等により客観的に把握し、理解が不十分な内容については、学校再開後に再指導や個別指導を行う。

エ その他

- 感染症予防策の一つとして、児童生徒に対面指導する教員は、フェイスシールドを装着したり、教卓の前にラミネートや透明シート等を設置したりして、万全な飛沫感染防止対策を取る。
- プリント等、児童生徒の手に触れるものを配付する場合は、直前に教員が手指の消毒又は手洗いをした上で、配付する。(児童生徒に配付させない。)
- 給食については、市町の保健福祉部局ほか、関係機関との密な連携の下、地域や保護者の要望等を踏まえたうえで実施するか否かを検討し、実施に当たっては、品数の少ない献立や食材の小分け提供を検討するなど、配膳の過程での感染防止を徹底するとともに、食べる際の形態に留意する。